

本校への訪問を希望される皆様へ

校内では感染防止対策を継続していますが、都内においては、4回目の緊急事態宣言が発令され、再び感染拡大傾向にあります。

そのため、見学等の訪問者は、原則として、入校をお断りしております。個別の依頼については、その必要性や緊急度によって、対応を検討します。

教育相談は、対面の必要性がある場合には個別に検討しますが、原則、オンライン対応を実施していますので、ご利用下さい。

今後は、文部科学省等の通知に沿って、都内の感染状況を考慮しながら、訪問者の受け入れ時期を検討していきます。

1. 訪問者の対応について

訪問者の入校基準を設定し、入校の判断をさせていただきます。

①訪問日に本人、及び同居者に以下の症状がないこと。

- A. 風邪様症状(発熱・咳・痰・咽頭痛・強い倦怠感・関節痛等)
- B. 訪問日の1週間前からの発熱(37.5度以上)
- C. 呼吸器症状(息苦しさ等)
- D. 味覚異常・嗅覚異常

②過去に「濃厚接触者」と判定された方は、感染者との最終接触日から14日間以上経過していて、保健所から外出及び、人との接触が許可されていること。

③過去に「感染者」となった方は、感染症が治癒し、主治医、保健所から外出及び、人との接触が許可されていること。

④政府から入国規制、入国後の観察期間を必要とされている国・地域から帰国して2週間以上経過し、併せて上記A.B.C.Dの症状がなく、保健所から外出および人との接触が許可されていること

2. 訪問者の皆様へ

衛生管理のご協力をお願いします。

- ①マスク着用を原則とします。
- ②正面玄関で手指消毒(アルコール消毒)を行っていただきます。
- ③正面玄関受付にて、検温を行います。
- ④「入校基準承諾書(別紙)」にて説明と承諾サインをいただきます。
- ⑤校内の移動範囲や方法は、職員の指示に従っていただきます。
- ⑥校内で人、物等に接触する場合は、その前後に洗面所にて手洗い消毒を行っていただきます。

*定期的に送迎をされる保護者の方や学校業務・運営協力者については、上記とは別に、各部科等での取り決めに基づき対応しております。詳しくは、主任、担任、または業務・運営担当者におたずねください。

以上

【入校基準 承諾書】

1. 訪問日に本人、及び同居者に以下の症状がないこと。

A. 風邪様症状（発熱・咳・痰・咽頭痛・強い倦怠感・関節痛等）

B. 本日から1週間以内の発熱（37.5度以上）

C. 呼吸器症状（息苦しさ等）

D. 味覚異常・嗅覚異常

2. 過去に「濃厚接触者」と判定された方は、感染者との最終接触日から14日間経過していて、保健所から外出及び、人との接触が許可されていること。

3. 過去に「感染者」となった方は、感染症が治癒し、主治医、保健所から外出及び、人との接触が許可されていること。

4. 入国規制、入国後の観察期間が必要な国・地域から帰国した場合：

2週間以上経過し、併せて上記 A.B.C.D の症状がなく、保健所から外出および人との接触が許可されていること

● 体温 _____ °C

● 私は上記1.～4.の基準を満たしています。

令和3年 月 日

氏名